

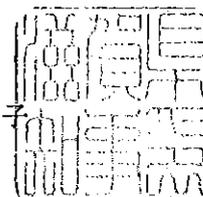
(様式2) 第12条関係

滋 建 指 第 3 3 2 号

平成21年(2009年)12月28日

社団法人 滋賀県建築士会  
会長 山本勝義 様

滋賀県知事 嘉田由紀



建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する認定申請の  
前審査機関としての認定について (通知)

貴法人が設置する下記の耐震判定委員会を、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要領第4に規定する認定申請の前審査機関として認めます。

記

(社)滋賀県建築士会建築物耐震判定評価委員会

事務連絡  
平成21年(2009年)12月28日

(財) 滋賀県建築住宅センター理事長  
(社) 滋賀県建築士会会長  
(社) 滋賀県建築士事務所協会会長  
(社) 滋賀県建築設計家協会会長

様

滋賀県土木交通部建築課長

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する認定申請の  
前審査機関としての認定について

平素は、本県の建築行政にご理解とご協力を頂きありがとうございます

さて、今般、下記法人の耐震判定委員会を、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要領第4に規定する認定申請の前審査機関として認めましたので、お知らせします。

つきましては、貴方関係者の皆さまにご周知いただきますようお願いいたします。

記

社団法人 滋賀県建築士会

(社) 滋賀県建築士会建築物耐震判定評価委員会